

八間堀排水機場操作規則

目 次

第1章 総則（第1条、第2条）

第2章 機場等の操作の方法等（第3条～第7条）

第3章 洪水警戒体制（第8条～第10条）

第4章 雑則（第11条～第14条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 茨城県水海道市橋本地先利根川水系八間堀川八間堀川水門（以下「水門」という。）及び八間堀排水機場（以下「機場」という。）の操作については、この操作規則の定めるところによる。

(操作の目的)

第2条 水門及び機場（以下「機場等」という。）の操作は、鬼怒川の洪水の利根川水系八間堀川への逆流を防止するとともに八間堀川の流水を鬼怒川に排水することにより、八間堀川の洪水による被害を軽減することを目的とする。

第2章 機場等の操作の方法等

(洪水時における操作の方法)

第3条 下館工事事務所長（以下「所長」という。）は、水門の鬼怒川側にある量水標において測定した鬼怒川の水位（標高7.16メートルを0点とした量水標の水位をいう。以下「鬼怒川水位」という。）が2.30メートル以上であるときは、次の各号に定めるところにより機場等を操作するものとする。

- 一 鬼怒川から八間堀川への逆流が始まるまでの間においては、水門のゲートを全開し、機場のポンプの運転を停止しておくこと。
- 二 鬼怒川から八間堀川へ逆流が始まったときは、水門のゲートを全閉すること。
- 三 前号による操作が完了した場合において、機場のポンプの運転を開始すること。
- 四 前号、第五号及び第九号により機場のポンプを運転している場合において、水門の八間堀川側の量水標において測定した八間堀川の水位（標高マイナス0.84メートルを0点とした量水標の水位をいう。以下「八間堀川水位」という。）が10.00メートル以下になったときは、機場のポンプの運転を停止すること。
- 五 前号により水門のゲートを全閉し、機場のポンプの運転を停止している場合において、八間堀川水位が11.00メートルを超えたとき（水門の八間堀川側の水位が鬼怒川側の水位より高いときを除く。）は、機場のポンプの運転を開始すること。

六 第四号により機場のポンプの運転を停止している場合において、水門の八間堀川側の水位が鬼怒川側の水位より高くなったときは、水門のゲートを全開すること。

七 第三号、第五号及び第九号により機場のポンプを運転している場合において、水門の八間堀川側の水位が鬼怒川側の水位より高くなったときは、機場のポンプの運転を停止し、水門のゲートを全開すること。

八 所長は、機場のポンプを運転している場合において、鬼怒川水位が9.36メートルを超え、さらに上昇するおそれのあるときは、機場のポンプの運転を停止すること。

九 所長は、前号により機場のポンプの運転を停止している場合において、鬼怒川水位が9.36メートル以下となったときは、機場のポンプの運転を開始すること。

2 所長は、第1項第三号、第五号及び第九号により機場のポンプを運転している場合において、鬼怒川水位が2.30メートル未満になったときは、機場のポンプの運転を停止するものとする。

3 所長は、第1項第四号により機場のポンプの運転を停止している場合において、鬼怒川水位が2.30メートル未満になったときは、鬼怒川水位と八間堀川水位が同水位になったときに、水門のゲートを全開するものとする。

(平常時における操作の方法)

第4条 所長は、鬼怒川水位が2.30メートル未満であるとき（前条の操作により鬼怒川水位が11.00メートル未満となるときを除く。）は、水門のゲートを全開し、機場のポンプの運転を停止しておくものとする。

(操作の方法の特例)

第5条 所長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要な限度において、前2条に規定する方法以外の方法により機場等を操作することができるものとする。

(操作の際に行う通知)

第6条 所長は、第3条第1項第八号により機場のポンプの運転を停止したときは、関東地方建設局長（以下「局長」という。）の定めるところにより、関係機関に通知するものとする。

(操作に関する記録)

第7条 所長は、機場等を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- 一 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- 二 気象及び水象の状況
- 三 操作した内容
- 四 第5条に該当するときは、操作の理由
- 五 第6条の通知の状況
- 六 その他参考となるべき事項

第3章 洪水警戒体制

(洪水警戒体制の実施)

第8条 所長は、次の各号の一に該当するときは、直ちに、洪水警戒体制にはいるものとする。

- 一 洪水により鬼怒川水位が0.30メートルに達し、さらに上昇するおそれがあるとき。
- 二 その他、洪水の発生するおそれのあるとき。

(洪水警戒体制における措置)

第9条 所長は、洪水警戒体制においては、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- 一 洪水時において機場等を適切に管理することができる要員を確保するものとする。
- 二 機場等及び機場等を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。
- 三 機場等の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。
- 四 その他機場等の管理上必要な措置をとること。

(洪水警戒体制の解除)

第10条 所長は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることがなく洪水が発生するおそれなくなったときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

第4章 雑則

(点検及び整備)

第11条 所長は、機場等及び機場等を操作するために必要な機械、器具等については、毎月1回以上、局長の定めるところにより、点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(観測)

第12条 所長は、局長の定めるところにより、鬼怒川水位及び八間堀川水位その他機場等の操作するため必要な事項を観測するものとする。

(記録)

第13条 所長は、機場等の管理に関する事項については、局長の定めるところにより、記録し、これを保存するものとする。

(局長への委任)

第14条 この操作規則に定めるもののほか、この操作規則の実施のため必要な事項は、局長が定める。

附則

この操作規則は、平成7年10月5日から施行する。